# 足利市市民活動支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の創意を生かした個性的で魅力的なまちづくりを推進する ため、本市の行政課題や地域課題の解決に向けて、市民自らが企画する市民活動と しての事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

# (補助対象事業)

- 第2条 補助金の対象となる事業は、本市の行政課題や地域課題の解決に向けて、市民 自らが企画する市民活動(市民活動とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の 利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、自発的に行うものをいう。) としての事業とする。
- 2 本市または本市外郭団体等における他の補助制度の対象となる事業は、対象としない。

### (補助対象団体)

- 第3条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号に該当する団体とする。
  - (1) 本市の行政課題や地域課題の解決に向けて、市民活動を行う団体であること。
  - (2) 本市内に事務所及び主な活動場所を有すること。
  - (3) 定款や規則(規約)、会則を持ち、継続的な活動を行っていること。
  - (4) 5人以上の会員で組織していること。
  - (5) 事業の企画運営から実施報告まで責任をもって履行できる団体であること。
  - (6) 法人である団体は、市税の滞納が無いこと。
  - (7) 政治的活動及び宗教的活動、選挙活動を目的としていない団体であること。
  - (8) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体でないこと。
  - (9) 育成支援資金 若者支援コースは、会員の平均年齢が 30 歳以下の団体である こと。

### (補助金の種類と補助金額)

- 第4条 補助金の種類は、次の2種類とする。
  - (1)市民活動育成支援資金 前条に該当する、設立後3年以内の団体が行う事業を対象とし、補助対象事業費の範囲で10万円を限度とするが、本市での活躍が期待される若者を対象とした若者支援コースは5万円を限度とする。ただし、備品の購入は補助対象事業費の2分の1以内とする。
  - (2)市民活動推進支援資金 前条に該当する、設立後3年を超える団体が行う事業を対象とし、補助対象事業費の2分の1以内で、50万円を限度とする。

### (補助金の交付)

- 第5条 補助金は、毎年度予算の範囲内で交付する。
- 2 補助金の交付回数は、次のとおりとする。
  - (1)市民活動育成支援資金 1団体につき1回限りとする。
  - (2) 市民活動推進支援資金 1事業につき1回限りとする。

### (応募)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、第2条 第1項に定める事業について、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければなら ない。
  - (1) 足利市市民活動支援補助金事業計画書(様式第1号)
  - (2) 足利市市民活動支援補助金事業収支予算書(様式第2号)
  - (3) 団体の定款・規則(規約)・会則及び名簿
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市民活動育成支援資金 若者支援コースについては、次の各号に定める書類をもって、前項の書類に代えることとする。
  - (1) 足利市市民活動支援補助金事業計画書兼収支予算書(様式第3号)
  - (2) 団体の定款・規則(規約)・会則及び名簿
  - (3) その他市長が必要と認める書類

# (審査・選考)

第7条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、足利市市民活動支援事業等選考委員会(以下「選考委員会」という。)を開かなければならない。

なお、選考委員会の詳細については、別途定める。

- 2 申請団体は、選考委員会で事業計画等を説明するものとする。ただし、若者支援コースについては、選考委員会が説明を必要とする場合を除いて、この説明を免除することとする。
- 3 市長は、選考委員会の協議を経て、補助金の交付を受ける事業(以下「補助事業」 という。)を採択し、その結果を申請団体に通知する。

#### (補助金の交付申請)

- 第8条 前条第3項において補助事業に採択された団体は、足利市市民活動支援補助 金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたとき は、補助金の交付を決定し、交付する。

### (補助対象としない経費)

- 第9条 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付対象としないものとする。
  - (1) 人件費

## (2) 団体の維持管理運営費

(事業の中間報告・実績報告及び事業報告会)

- 第10条 補助金の交付を受けた団体は、進捗確認のため、12月末までに足利市市民活動支援補助金事業中間報告書(様式第5号)を提出し、交付対象事業を完了したときは、当該交付対象事業完了後2か月以内に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 足利市市民活動支援補助金事業実績報告書(様式第6号)
  - (2) 足利市市民活動支援補助金事業収支決算書(様式第7号)
  - (3) 領収書の写し
  - (4) その他活動に関する資料
- 2 市長は、広く市民活動を促進するため、公開で行う足利市市民活動支援事業報告会 を開催する。
- 3 補助金の交付を受けた団体は、前項の事業報告会に出席しなければならない。

## (事業の評価)

第11条 選考委員会は、前条第1項に掲げる書類及び同条第2項の報告会により補助 金の交付を受けた団体が実施した当該交付対象事業の評価を行うものとする。

### (情報の公開)

- 第12条 市長は、補助金の交付に係る応募、選考結果、事業実施の結果・評価の各過程を、足利市ホームページにおいて公開するものとする。
- 2 補助金の交付を受けようとする又は受けた団体は、第6条第1項及び第2項の書類を提出したときに、前項の公開を承諾したものとみなす。

### (補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた団体は、第2条第1項に規定する申請事業以外に補助金を使用したと市長が認めるとき又は事業実施の結果、補助金の剰余を生じたときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

#### (実施の細則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、市長が 別に定める。

- この要綱は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで実施する。
  - 附則
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から平成35年3月31日まで実施する。

2 改正後の第5条第2項第2号の補助金の交付回数は、この要綱の実施の日以後に 第6条により応募するものについて適用し、同日前に改正前の第8条により交付し たものについては、なお従前の例による。

- この要綱は、令和2年7月1日から令和5年3月31日まで実施する。 附 則
- この要綱は、令和3年3月1日から令和5年3月31日まで実施する。 附 則
- この要綱は、令和5年3月1日から令和10年3月31日まで実施する。

# 足利市市民活動支援補助金交付要綱運用基準

この運用基準は、足利市市民活動支援補助金の交付に関し、足利市市民活動支援補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定める。

# 1 補助対象事業 (要綱第2条関係)

# (補助対象事業)

- 第2条 補助金の対象となる事業は、本市の行政課題や地域課題の解決に向けて、 市民自らが企画する市民活動(市民活動とは、営利を目的とせず、不特定かつ多 数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、自発的に行うも のをいう。)としての事業とする。
- 2 本市または本市外郭団体等における他の補助制度の対象となる事業は、対象と しない。
- (1)補助対象事業は、補助対象団体が実施する市民活動の一環として行う事業で、次の各号すべてに該当すると認められるものであること。
  - ① 当該団体の活動の継続、発展に寄与する事業であること。
  - ② 当該事業の実施が単発的な一過性のものでなく、将来的な継続性があること。
  - ③ 事業の期間については、地域おこしイベント等1日で終了する事業や、通年継続して実施する事業(点訳活動など)も含む。
  - ④ 既に恒例として行われている地元の夏祭りなどの催事やそれに類する催事等、及びそれらに関係する事業でないこと。
  - ⑤ 学校の授業や通常の部活動として行う活動(ボランティア活動を含む)に係る事業でないこと。
  - ⑥ 足利市内で実施する事業であること。ただし、主な成果が足利市及び足利市 民に及ぶものであればこの限りではない。
  - ⑦ 政治・選挙活動、宗教活動及び営利を目的とした活動に係る事業でないこと。
  - ⑧ 単なる物品の配布や寄付金集めが目的であると認められる事業でないこと。
- (2)補助対象事業には、地域おこし事業、地域づくりの人材育成事業、地域観光活性化事業などのソフト事業のほか、ハード事業も含まれる。
  - ① 地域おこしを実施している地域の石畳の整備等、市民活動の継続に密接な施設の整備などをいう。

- (3)補助を受けた事業に類似した事業は、補助対象としない。ただし、地域性や事業効果に違いがある場合はこの限りではない。
- (4)要綱第2条第2項の趣旨は、同一事業に、本市及び本市外郭団体等から重ねて 補助しないということである。
  - ① 国、県及び民間の助成事業との併用は可能とする。
- (5) 本市外郭団体等の例は、次のとおり。
  - ① 公益社団法人足利市シルバー人材センター
  - ② 公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センター
  - ③ 社会福祉法人足利市社会福祉協議会
  - ④ 公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団
  - ⑤ 一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会 など

# 2 補助対象団体(要綱第3条関係)

## (補助対象団体)

- 第3条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号に該当する団体とする。
  - (1) 本市の行政課題や地域課題の解決に向けて、市民活動を行う団体であること。
  - (2) 本市内に事務所及び主な活動場所を有すること。
  - (3) 定款や規則(規約)、会則を持ち、継続的な活動を行っていること。
  - (4) 5人以上の会員で組織していること。
  - (5) 事業の企画運営から実施報告まで責任をもって履行できる団体であること。
  - (6) 法人である団体は、市税の滞納が無いこと。
  - (7) 政治的活動及び宗教的活動、選挙活動を目的としていない団体であること。
  - (8) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体でないこと。
  - (9) 育成支援資金 若者支援コースは、会員の平均年齢が 30 歳以下の団体で あること。
- (1) 補助対象団体は、次の各号すべてに該当すると認められるものであること。
  - ① 市内に事務所及び主たる活動場所があり、市内で市民活動をしていること。
  - ② 市民活動を行うことを明記した定款や規則(規約)、会則を有し、事業計画に基づき1年を通じて、継続的に活動していること。
  - ③ 成人5人以上の会員で組織された団体であること。ただし、若者支援コースについては、成人を代表とし、16歳以上の者5人以上で組織され、申請日において会員の平均年齢が30歳以下の団体であることとする。
  - ④ 団体の人数については、事業申請時から事業実施時まで5人以上であること

を想定するが、人数の増減によるその都度の名簿の提出は求めない。

- ⑤ 事業の企画運営から実施報告まで責任をもって履行できること。
- ⑥ 法人である団体は、市税の滞納が無いこと。
- (7) 宗教、政治、選挙を目的とした団体ではないこと。
- ⑧ 暴力団及びその構成員に関係しないこと。
- 3 補助金 (要綱第4条、第5条、第9条関係)

(補助金の種類と補助金額)

- 第4条 補助金の種類は、次の2種類とする。
  - (1)市民活動育成支援資金 前条に該当する、設立後3年以内の団体が行う事業を対象とし、補助対象事業費の範囲で10万円を限度とするが、本市での活躍が期待される若者を対象とした若者支援コースは5万円を限度とする。ただし、備品の購入は補助対象事業費の2分の1以内とする。
  - (2)市民活動推進支援資金 前条に該当する、設立後3年を超える団体が行う事業を対象とし、補助対象事業費の2分の1以内で、50万円を限度とする。

(補助金の交付)

- 第5条 補助金は、毎年度予算の範囲内で交付する。
- 2 補助金の交付回数は、次のとおりとする。
  - (1)市民活動育成支援資金 1団体につき1回限りとする。
  - (2) 市民活動推進支援資金 1事業につき1回限りとする。

(補助対象としない経費)

- 第9条 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付対象としないものとする。
  - (1) 人件費
  - (2) 団体の維持管理運営費
- (1) 育成支援資金は、申請日において設立後3年以内の団体が行う事業を対象とする。
- (2) 育成支援資金の補助を受けた団体であっても、設立後3年を超えた場合、推進支援資金の申請ができる。ただし、同様の事業内容で申請する場合は事業内容が拡充していること。
- (3)推進支援資金に、同一団体が同時に別の事業を申請することができるが、補助対象は評価の高い方の1事業とする。
- (4) 実施期間は、原則単年度とし、翌年度への繰越は認めない。

- (5) 補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な経費とする。
  - ① 他の事業と共通する経費、人件費、団体の運営費や維持費(事務所の賃借料、 電話料、光熱水費など)は、補助対象経費としない。
  - ② 事業報告時に領収書がない時や使途が不明なものは補助経費の対象としない。
  - ③ 備品の取扱いは、足利市財務規則に準じる。

## 4 募集(要綱第6条関係)

(応募)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、第2条第1項に定める事業について、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 足利市市民活動支援補助金事業計画書(様式第1号)
  - (2) 足利市市民活動支援補助金事業収支予算書(様式第2号)
  - (3) 団体の定款・規則(規約)・会則及び名簿
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市民活動育成支援資金 若者支援コースについては、次の各号に定める書類をもって、前項の書類に代えることとする。
  - (1) 足利市市民活動支援補助金事業計画書兼収支予算書(様式第3号)
  - (2) 団体の定款・規則(規約)・会則及び名簿
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (1)募集は、原則として毎年度1回とし、予算の範囲内において追加募集を行う。 原則として、追加募集は1回とする。
- (2)募集にあたっては、広報あしかがみ及び市ホームページに掲載するほか、ポスター・チラシ、わたらせテレビなどで適宜周知を図る。
- (3)要綱第6条第1項で定める「その他市長が必要と認める書類」は、次のものとする。
  - ① 年間スケジュール (別紙1)
  - ② 支出内訳(別紙2)
  - ③ 団体概要(別紙3)
  - ④ 総会資料、企画書等
  - ⑤ 市外に主たる事務所を置く法人にあっては、市税に滞納が無いことの証明書 ※申請の日前1月以内に作成されたもの

- (4) 要綱第6条第2項で定める「その他市長が必要と認める書類」は、次のものとする。
  - ① 年間スケジュール (別紙1)
  - ② 総会資料、企画書等
  - ③ 市外に主たる事務所を置く法人にあっては、市税に滞納が無いことの証明書 ※申請の日前1月以内に作成されたもの

# 5 選考(要綱第7条関係)

### (審査・選考)

- 第7条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、足利市市民活動支援事業等選 考委員会(以下「選考委員会」という。)を開かなければならない。
  - なお、選考委員会の詳細については、別途定める。
- 2 申請団体は、選考委員会で事業計画等を説明するものとする。ただし、若者支援コースについては、選考委員会が説明を必要とする場合を除いて、この説明を 免除することとする。
- 3 市長は、選考委員会の協議を経て、補助金の交付を受ける事業(以下「補助事業」という。)を採択し、その結果を申請団体に通知する。
- (1) 選考委員会の詳細は、足利市市民活動支援事業等選考委員会条例に定める。
- (2) 選考委員会での選考にあたっては、提出された書類と団体によるプレゼンテーションによる選考を行う。
- (3) プレゼンテーションの方法は、以下のとおりとする。
  - ① プレゼンテーションは、公開で行い、提案団体、選考委員が参加する。
  - ② 申請団体の説明時間は10分以内。
  - ③ 選考委員からの質疑応答は10分以内。
  - ④ 申請団体から複数名の説明者を認める。
  - ⑤ プレゼンテーションに参加しない団体は、申請を辞退したものとみなす。
  - ⑥ プレゼンテーション終了後、選考委員により審査選考を行う。(非公開)
- (4) 若者支援コースについては、選考委員による事前の書類審査により、選考委員会が説明を必要とする場合を除き、この説明を免除するものとする。ただし、書類審査にあたり、選考委員会から質問が寄せられた場合は、文書での回答を資料として提出することができる。
- (5)選考委員による採点評価は、育成支援資金については別表1、推進支援資金については別表2により行う。

- ① 審査は、項目ごとに点数をつけ合計点を表示する。
- ② 良い点、こうした方が良いと思われる点、マイナス点など、各項目のメモ欄及び事業全体へのコメント欄に記入する。
- (6) 対象事業の選考は、次の方法により行う。
  - ① 各選考委員から提出された審査票をもとに、最高得点と最低得点を除外した 得点の平均点で評価を行う。
  - ② 選考委員が構成メンバーとなっている団体の事業を評価する場合は、該当委員の評価得点は除外する。
  - ③ 選考にあたっては必要最低平均点を60点とし、平均点が60点に満たない場合は補助対象事業としないものとする。
  - ④ 同一団体が2事業以上の市民活動推進支援資金を応募した場合、評価の高い 方の1事業を選考する。
  - ⑤ 育成支援資金の補助を受けた後、設立後3年を超え、同一事業内容で推進支援資金の申請があった場合の事業内容の拡充の評価は、点数制及び協議制とする。
  - ⑥事業ごとに選考委員の意見をまとめて、選考委員会のコメントとする。これ を指摘事項や選考理由として点数とともに市長へ報告する。
  - ⑦ 補助金の交付を受ける事業は、選考委員会の協議結果をもとに市長が採択し、その結果を申請団体に通知する。ただし、この段階で補助金の交付を決定するものではない。

# 6 交付申請(要綱第8条関係)

(補助金の交付申請)

- 第8条 前条第3項において補助事業に採択された団体は、足利市市民活動支援 補助金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認め たときは、補助金の交付を決定し、交付する。
- (1) 交付申請にかかる書類が提出され、内容に不備等がないと認められる場合は、補助金の交付を決定し、交付決定通知書を申請団体に交付する。
- (2) 選考及び交付決定の過程において、適当と認められない事象疑義等が生じた場合は、その確認がなされるまで交付決定手続きを留めることとする。

7 事業の中間報告・実績報告及び事業報告会 (要綱第10条関係)

(事業の中間報告・実績報告及び事業報告会)

- 第10条 補助金の交付を受けた団体は、進捗確認のため、12月末までに足利市 市民活動支援補助金事業中間報告書(様式第5号)を提出し、交付対象事業を 完了したときは、当該交付対象事業完了後2か月以内に次の各号に掲げる書類 を市長に提出しなければならない。
  - (1) 足利市市民活動支援補助金事業実績報告書(様式第6号)
  - (2) 足利市市民活動支援補助金事業収支決算書(様式第7号)
  - (3) 領収書の写し
  - (4) その他活動に関する資料
- 2 市長は、広く市民活動を促進するため、公開で行う足利市市民活動支援事業 報告会を開催する。
- (1) 事業報告書の領収書の写しは、原本との突合を行う。
- (2) 事業報告書に添付する「その他活動に関する資料」は、次のものとする。
  - ① 活動の状況を記録した写真、新聞記事、開催チラシ等
  - ② 冊子、マップなど事業の成果物等
- (3) 事業報告会は、公開で行い、補助金の交付を受けた団体及び選考委員が参加して、補助金の交付を受けた団体が事業の成果を発表する。
- 8 事業の評価 (要綱第11条関係)

(事業の評価)

- 第 11 条 選考委員会は、前条第 1 項に掲げる書類及び同条第 2 項の報告会により、補助金の交付を受けた団体が実施した当該交付対象事業の評価を行うものとする。
- (1) 選考委員による事業評価は、育成支援資金については別表3、推進支援資金については別表4により行う。
  - ① 評価は4段階評価とし、全委員の平均点として表示する。
  - ② 選考委員が構成メンバーとなっている団体の事業を評価する場合は、該当 委員の評価は除外する。

9 情報の公開 (要綱第12条関係)

(情報の公開)

- 第 12 条 市長は、補助金の交付に係る応募、選考結果、事業実施の結果・評価 の各過程を、足利市ホームページにおいて公開するものとする。
- 2 補助金の交付を受けようとする又は受けた団体は、第6条第1項及び第2項 の書類を提出したときに、前項の公開を承諾したものとみなす。
- (1) 応募状況と選考委員会の選考結果(点数を除く適否とコメント)を市ホームページで公開する。
- (2) 事業実施の結果・評価においては、事業実施結果の概要(団体の自己評価を含む)と事業報告会での選考委員会のコメントを市ホームページで公開する。
- 10 その他 (要綱第13条、第14条関係)

(補助金の返還)

第 13 条 補助金の交付を受けた団体は、第 2 条第 1 項に規定する申請事業以外 に補助金を使用したと市長が認めるとき又は事業実施の結果、補助金の剰余を 生じたときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(実施の細則)

- 第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、 市長が別に定める。
- (1)補助金を目的以外に使用したとき、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、或いは交付決定の内容や交付条件に違反し、また、補助の対象となる事業や団体の該当を満たさなくなったときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。
- (2)事業決算の結果、補助金対象経費が計画より少なくなった場合で、補助金の算 出額に変更が生じた場合は、その範囲内で補助金の返還を求める。

- この運用基準は、平成20年4月1日から実施する。 附 則
- この運用基準は、平成21年4月1日から実施する。 附 則
- この運用基準は、平成22年4月1日から実施する。

- この運用基準は、平成23年4月1日から実施する。 附 則
- この運用基準は、平成24年4月1日から実施する。 附 則
- この運用基準は、平成25年4月1日から実施する。 附 則
- この運用基準は、平成30年4月1日から実施する。 附 則
- この運用基準は、平成31年4月1日から実施する。 附 則
- この運用基準は、令和2年7月1日から実施する。 附 則
- この運用基準は、令和3年3月1日から実施する。 附 則
- この運用基準は、令和5年3月1日から実施する。